○関東地方整備局告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　二十号　岡谷市字西林二〇六五番五から同市字内山四七六九番四六〇まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月十四日

○関東地方整備局告示第二百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十三日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百四十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
東京都渋谷区桜丘町一二二番一から同市桜丘町一二二番二まで	前	五四・七一～六八・八一	〇・〇一二
	後	五五・五〇～六八・八一	〇・〇一二

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　二百四十六号　東京都渋谷区桜丘町一二二番一から同区桜丘町一二二番二まで　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月十四日

○関東地方整備局告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　十七号　前橋市富田町一一三五番二から同市上泉町字唐堀二七九四番一まで　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月十四日

○関東地方整備局告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
一般国道　一号　神奈川県足柄下郡箱根町湯本字下耕地五七番二から同町湯本字山崎下一二五番七まで　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月十四日

○中国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十三日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	総社市門田字三ツ溝三〇四番一から同市門田字樋口三一八番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十月十三日